
第2章 現状と課題

第2章 現状と課題

1. 社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題

(1) 人口減少社会の本格化

厚生労働省が令和3(2021)年6月に発表した「2020年の人口動態統計(概数)」によると、1人の女性が生涯に産む子どもの推計人数を示す「合計特殊出生率」は1.34で、5年連続で低下しました。また、総務省統計局の「人口推計(令和3年10月報)」を見ても、令和3(2021)年の日本の総人口は次のとおりとなっており、65歳以上の高齢者の増加と、生産年齢人口の減少がみられ、社会全体の人口減少が進行しています。

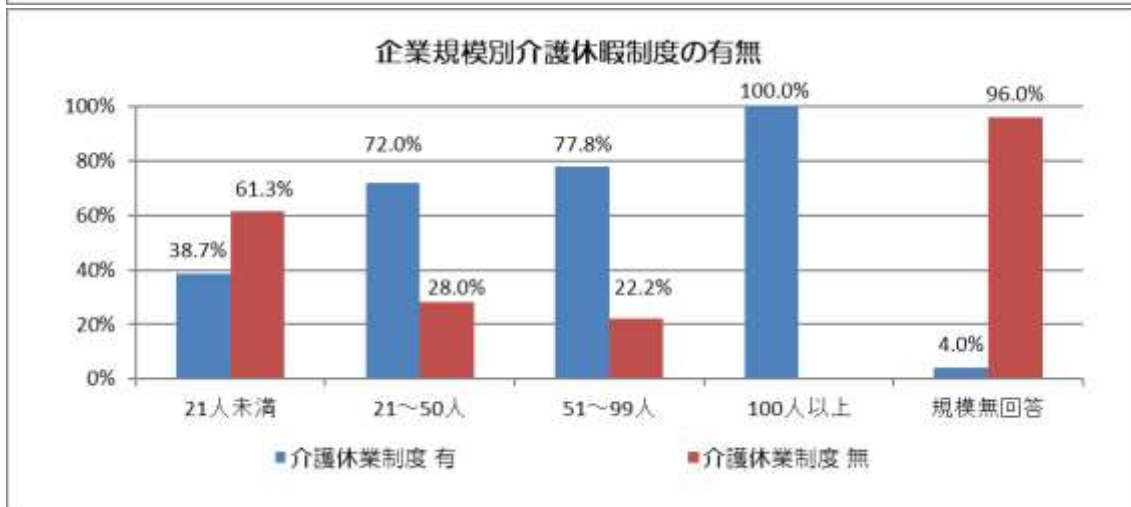
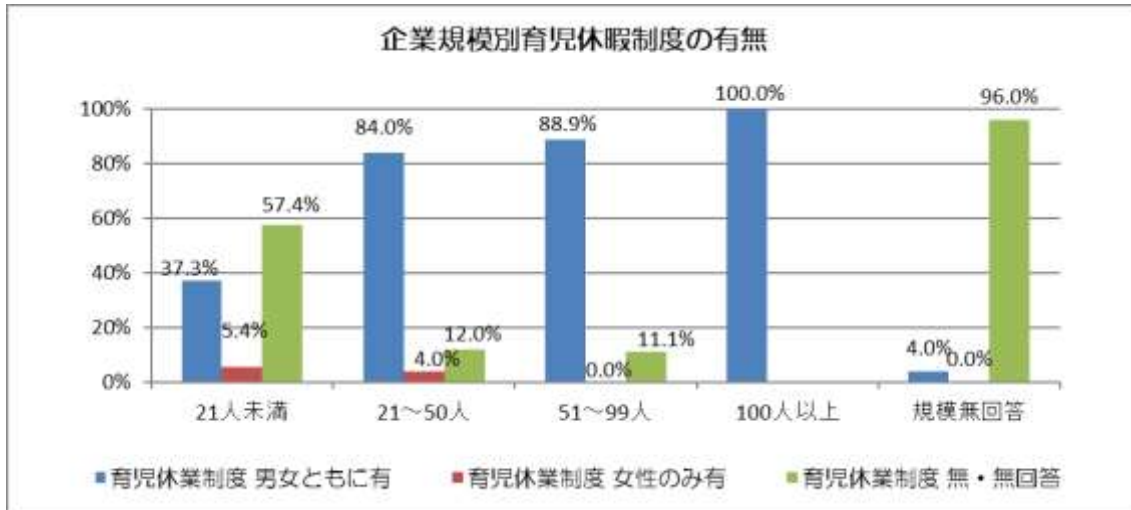
【人口推計(令和3年10月報): 令和3(2021)年5月1日時点の人口】

項目	人口	H27 調査時との比較(概算値)
総人口	1億2,533万9千人	▲55万6千人(▲0.44%)
15歳未満人口	1,488万6千人	▲21万9千人(▲1.45%)
15~64歳人口	7,413万6千人	▲57万5千人(▲0.77%)
65歳以上人口	3,631万7千人	23万8千人(▲0.66%)

一方で、厚生労働省の「令和2(2020)年簡易生命表」によると、日本の平均寿命は男性で81.64歳、女性で87.74歳となり、90歳まで生きる人の割合は男性で28.4%、女性で52.5%と、世界でも有数の長寿社会であることが示されています。

このような「人生100年時代」を迎えた現代においては、若い時から仕事と生活の調和を図り、息の長い現役生活を送っていくことが重要です。そのためには、「家事・育児・介護等は男女が共に担うべき共通の課題である」という意識改革を進めることに併せて、仕事と家庭の両立のため、性別を問わず育児休業や介護休業等が取得しやすい環境を整備することが求められます。

また、健康で生き生きとした生活や社会活動を行うには、それぞれが自己実現できる環境づくりや健康保持・増進に向けた支援と学習の場の創設、一人ひとりが主体的に自らのライフスタイルを考えて社会参加できる体制づくりが必要です。



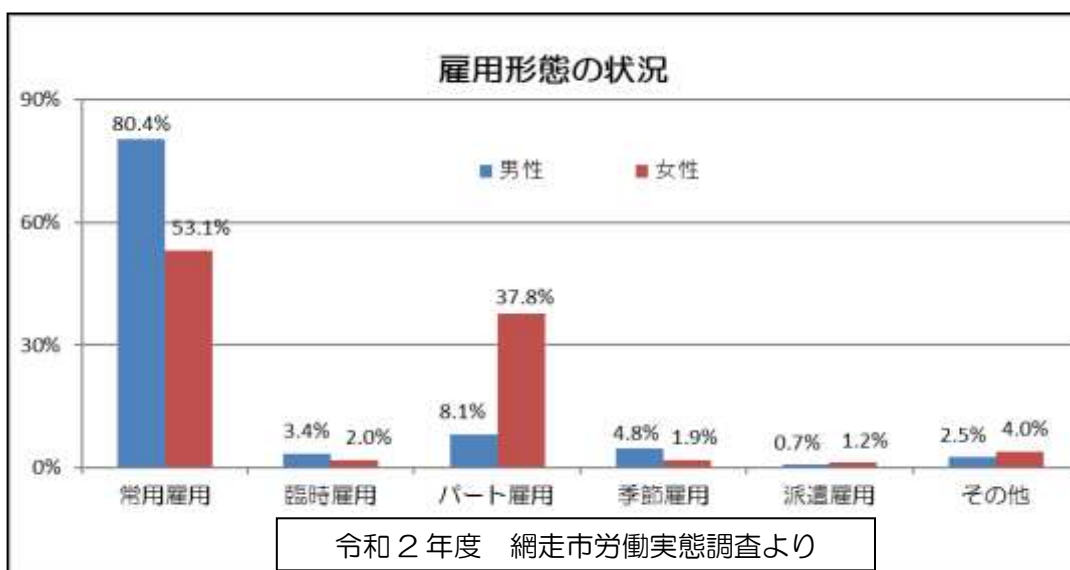
令和2年度 網走市労働実態調査より

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって顕在化した諸問題

近年、ドメスティック・バイオレンスに対する認識は深まりつつありますが、情報通信技術（ICT）の進化やSNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力の内容は、より一層多様化しています。加えて、令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症拡大以降、外出自粛や休業等によるストレスや生活不安から、ドメスティック・バイオレンスが増加・深刻化し、改めて女性に対するあらゆる暴力の根絶が求められています。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響は、特に非正規雇用労働者、宿泊、飲食サービス業等の対面サービスにおいて大きく、その分野における女性の雇用や所得に影響が強く現れており、経済的困難に陥るひとり親家庭の増加や、育児や介護等の負担増加が起きています。

性や暴力などに関する問題には、被害者の人権に配慮した取り組みを進めることが必要です。また、女性の経済的な自立のためには、職場環境における男女平等意識の推進や、柔軟な働き方の実現などが求められます。



(3) 意思決定の場における女性の参画拡大の推進

政府ではこれまで、平成 15 (2003) 年に掲げた「社会のあらゆる分野において、2020 年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度となるよう期待する」との「2020 年 30%」の目標達成に向け取り組みを進めてきました。しかし、社会全体での目標共有不足や、それまでの慣習が払拭されていなかったこと、各種制度等が男女共同参画の視点を十分に踏まえたものではなかったことなどから、各分野における女性の登用率は、国会では衆議院が 9.9%、参議院が 22.9%、司法分野では裁判官 22.6%、行政分野では都道府県知事 4.3%、市区長 3.2%などと、目標は未達成となりました。

網走市においても、審議会委員等の意思決定の場における女性の登用率は令和 3(2021) 年 4 月 1 日現在で 24.6%と、国の目標である 30%を達成できていません。男女が対等に社会に参画できる環境づくりや条件整備とともに、意識改革を進め、そのための力をつけること(エンパワーメント)が必要です。



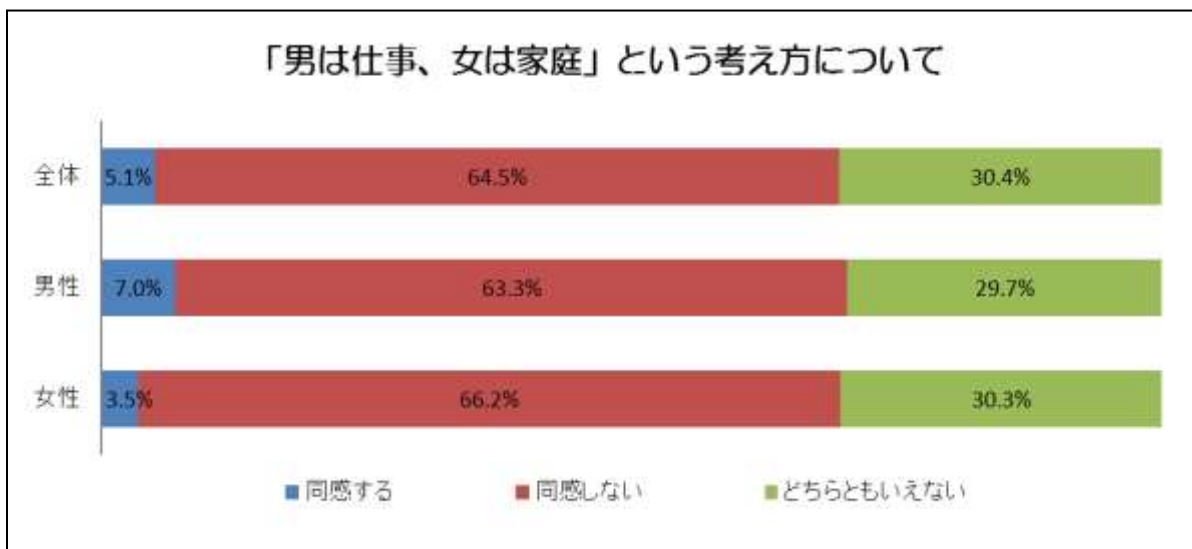
2. 市民アンケートの結果より

令和3（2021）年7月に、市内に居住する満18歳以上の男女1,000人を対象に「男女共同参画に関する市民アンケート」を行いました。

（1）「男は仕事、女は家庭」という考え方について

「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担に「同意しない」という割合は、女性で66.2%、男性で63.3%と前回調査（平成29年実施：女性47.9%、男性48.0%）に比べて大きく増加し、男女共同参画への意識醸成が図られていることがわかりました。

また、男女共同参画についての認知度は全体で57.2%となりましたが、年代別に見ると、70歳以上が41.7%、20代が44.4%と、年配層と若者層における認知度の低さがうかがえ、これらの世代への認知度の向上が課題となっています。

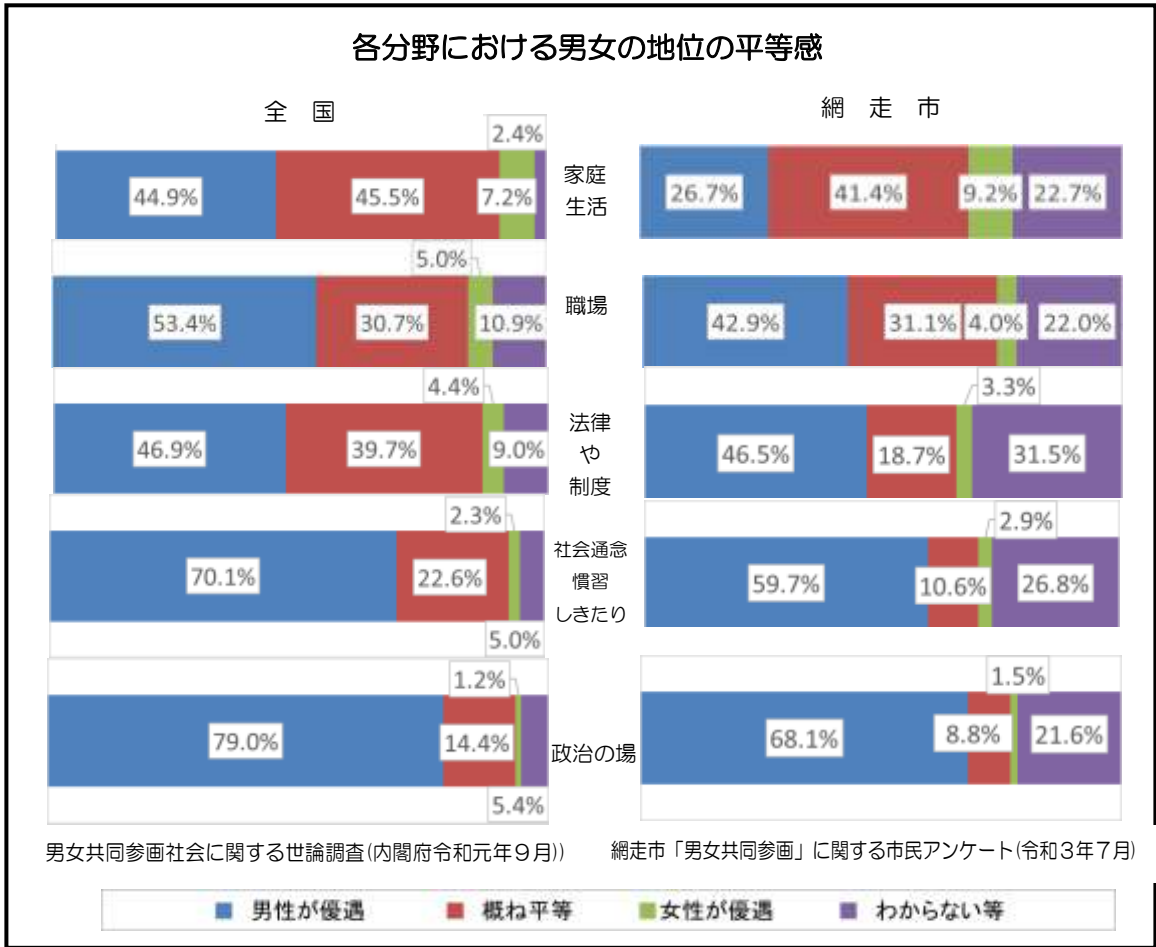


網走市「男女共同参画」に関する市民アンケート（令和3年7月）

（2）各分野における男女の地位の平等感について

5年前のアンケート結果との比較では、家庭内で男女が「平等である」との回答が31.9%から41.4%に、職場内で25.1%から31.1%に上昇するなど、以前に比べて男女が平等であるとした回答が増えました。一方で、「政治の場」では「男性が優位である」との回答が68.1%（前回値53.2%）、「慣習・しきたり」では、59.7%（前回値57.6%）となり、依然として男性が優位であるとの回答が多い結果となりました。

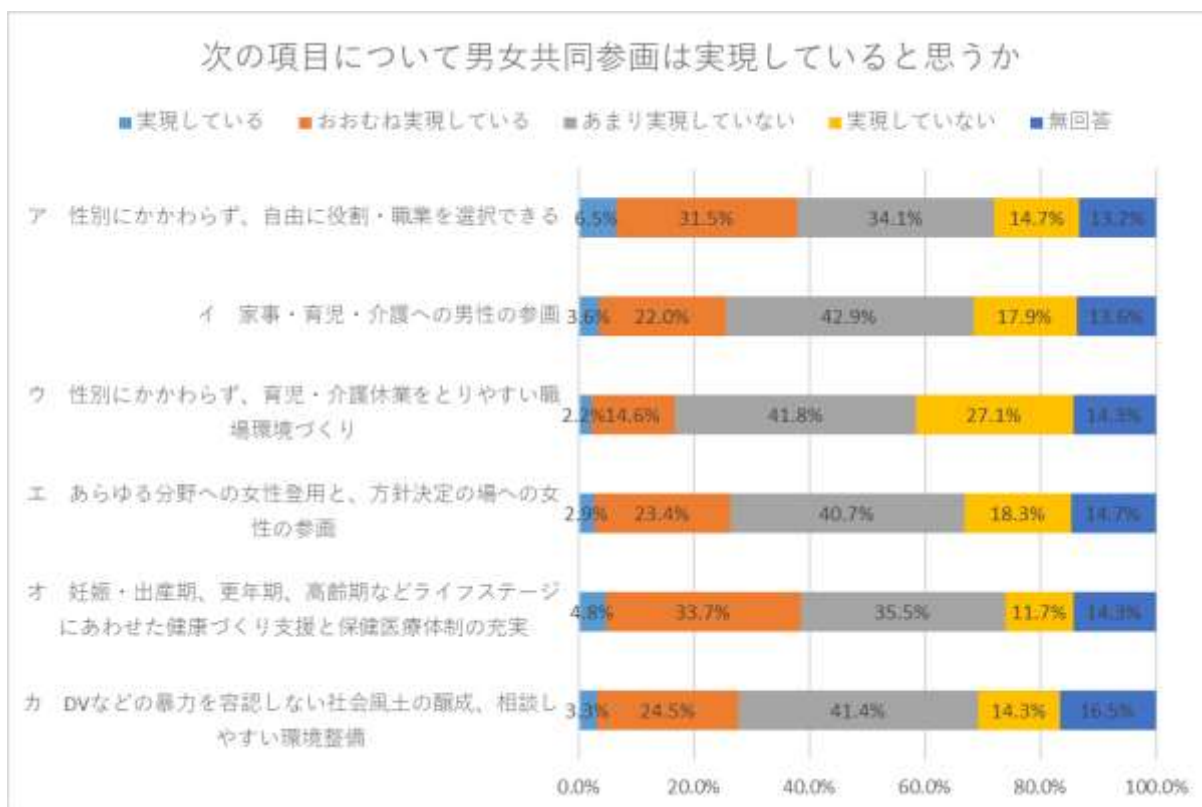
全国的な世論調査の結果を見ても、網走市と同じような項目で男性が優遇されているとの割合が高くなっており、社会におけるしきたりや意思決定の場などにおける男女平等意識の向上が課題となっています。



(3) 網走市の男女共同参画の実現について

網走市の男女共同参画の実現については、いずれの項目でも「あまり実現していない」「実現していない」の割合が高く、男女共同参画の実現にはまだ課題があることがわかりました。市の取り組みの強化や成果の見える化が必要です。

また、「今後、市が優先すべき施策」の問いに対しては、前回の調査では「男女の職業生活と家庭生活の両立の支援」が最も多く、次に「就労等の場における男女平等の確保」が多い結果となりましたが、今回は「企業等への男女平等の雇用環境、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革の推進の働きかけ」が最も多く、次に「男女平等意識を育てるための学校教育の充実」が多い結果となりました。働く場での男女平等や働き方改革の推進の働きかけのほか、学校教育において男女平等意識を育てていくことが求められています。



網走市「男女共同参画」に関する市民アンケート（令和3年7月）

3. 成果指標の達成度より

(1) 第2次プランの成果指標の達成状況

第2次プランの成果指標に基づく検証結果は以下のとおりとなりました。

	項目	基準値	目標値	実績値	結果
1	男女共同参画についての認知度	13.9%	30%	57.2% (R3 市民アンケート)	達成
2	「男は仕事、女は家庭」という考え方について同感しないという人の割合	47.8%	60%	64.5% (R3 市民アンケート)	達成
3	市の審議会等委員に占める女性の割合 ※女性活躍推進計画に基づく指標	24.3%	50%	24.6% (R3.4)	未達成
4	女性が働く状況について働きやすいと感じる女性の割合 ※女性活躍推進計画に基づく指標	30.3%	50%	40.3% (R3 女性労働実態調査)	未達成
5	DV（ドメスティック・バイオレンス）の認知度	76.2%	80%	97.8% (R3 市民アンケート)	達成

(2) 成果指標をおおむね達成したもの

成果指標の「1 男女共同参画についての認識度」、「2 『男は仕事、女は家庭』という考え方に同意しないという人の割合」、「5 DV（ドメスティック・バイオレンス）の認知度」の3つの項目では直近の実績値が目標値を上回る数値となり、これらの項目では、以前よりも市民の意識醸成が図られたことがわかりました。

(3) 成果指標未達成となったもの

「3 市の審議会等委員に占める女性の割合」と「4 女性が働く状況について 女性が働きやすいと感じる女性の割合」の項目ではいずれも目標未達成となり、働く場における男女共同には依然として課題があることがわかります。

「令和3年度 網走市女性労働実態調査報告書」では「働きやすいと思わない理由」として、「労働条件が整っていない」、「働く場が限られている」、「結婚や出産に伴う退職の慣行がある」、「保育施設が整っていない」、などがあげられており、育児等をしながらでも女性が働きやすい労働環境の整備や、「結婚や出産をしたら女性は家に入る」のような、これまでの慣行に対する意識の改革が必要であることがわかります。

4. 第2次プランの成果と今後における課題の整理

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革について

成果	<ul style="list-style-type: none">男女共同参画の認知度の向上「男は仕事、女は家庭」という固定的な考え方に対する意識改革
課題	<ul style="list-style-type: none">慣習やしきたりなどの固定観念や、無意識な思い込みによる差別や区別を生まないための意識改革の促進高齢者や若者への男女共同参画への関心、認知度の向上多様性を尊重しあう意識の促進

⇒基本目標Ⅰ 基本方針3 に反映

(2) あらゆる分野への男女共同参画の促進について

成果	<ul style="list-style-type: none">職場における男女平等意識の向上
課題	<ul style="list-style-type: none">あらゆる分野における女性の活躍推進を図るための環境整備の促進意思決定の場における女性登用率の向上テレワーク、オンライン化など、多様で柔軟な働き方の推進

⇒基本目標Ⅱ 基本方針1～3 に反映

(3) 家庭における男女共同参画の推進について

成 果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援の充実 ・ 家庭における男女平等意識の向上
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男性の家事・育児・介護等におけるさらなる参画に向けた意識改革 ・ 性別を問わず育児休業、介護休業等を取得しやすい職場環境への改善、啓発 ・ ワーク・ライフ・バランスの実現

⇒基本目標Ⅲ 基本方針 1 に反映

(4) 持続可能な活力ある社会へ向けて

成 果	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフステージに合わせた健康づくり支援の充実 ・ 介護福祉、障がい福祉の充実
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災・復興対策などの非常時における男女共同参画の視点の強化 ・ 人生 100 年時代を見据えた健康保持・増進 ・ 若い時から仕事と生活の調和を図り、息の長い現役生活をめざせる環境づくり

⇒基本目標Ⅲ 基本方針 2

基本目標Ⅳ 基本方針 1～3 に反映

(5) 女性や子供に対する暴力のない社会の実現について

成 果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口の開設及び相談受付 ・ ドメスティック・バイオレンスの認知度向上などの意識の醸成
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ あらゆる人への暴力を容認しない社会の確立 ・ 非常時、緊急時における暴力の増加や深刻化の防止 ・ 相談体制の充実、相談窓口の周知

⇒基本目標Ⅴ 基本方針 1 に反映

第 2 次プランの策定から 10 年が経過し、ライフスタイルの多様化、経済の構造転換や国際化、情報通信技術（ICT）の進化やデジタル化の進展など、社会情勢は大きく変化しています。加えて、今後は令和 2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した女性への暴力・性暴力の増加や深刻化、非正規雇用労働者などへの経済的な影響などに考慮するほか、テレワークなどの新しい働き方へのニーズを踏まえ、感染症が収束した後の時代を見据えた「新たな日常」の実現に向けた取り組みが求められます。

こうした変化に対応し、豊かで活力に満ちた社会を築くためには、誰もが性別にとらわれることなく多様な選択肢を自ら選ぶことができる環境を整備していくことが求められます。そうすることで誰もがお互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる、豊かで活力に満ちた「男女共同参画社会」を実現することができます。